

女性活躍推進法が改正されました！～改正内容等を解説するセミナーを

開催します～

令和元年5月29日、女性活躍推進法等の一部を改正する法律が成立し、令和元年6月5日に公布されるとともに、令和元年12月27日に改正女性活躍推進法の関係省令及び告示が、公布・告示されました。

主な改正内容は以下のとおりです。

1 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大（施行：令和4年4月1日）

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から**101人以上**の事業主に拡大されます。

2 女性活躍に関する情報公表の強化（施行：令和2年6月1日）

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

(1)職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2)職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

の各区分から**1項目以上**公表する必要があります。

3 特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））の創設（施行：令和2年6月1日）

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「プラチナえるぼし（仮称）」認定を創設します。

改正内容について詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

和歌山労働局雇用環境・均等室では、女性活躍推進法の改正点や同法に基づく一般事業主行動計画の策定方法等を解説する**セミナー**を令和2年2月に和歌山市と田辺市で開催します。セミナーの詳細・お申し込みは[こちら](#)をご覧ください。